

真庭市農業委員会だより

「豊かな大地」

第7号



畜舎でインタビューを受ける小谷徹さん。牛も熱心に話を聞いていました

岡山県において農業の振興に貢献した青年農業者を対象に贈呈される賞で、真庭市内では前年に引き続いて二人目の受賞です。

矢野賞とは?!

まだまだ安定とは程遠い経営です。これからも先輩方や仲間、後輩と、お互いに刺激し合って頑張つていけたらと思います。

先輩たちを目標に励んだように、後輩たちにとって私がそういう存在であることができるなら、心から嬉しいだろうと思います。

このたび、第61回矢野賞を受賞しました小谷です。名誉あるこの賞をいただいて、感激と驚きでいっぱいです。また、今まで私を支えてくれた家族、仲間のみなさん、そして指導をいたいたおからく農協、蒜山酪農農業協同組合、JAまにわ、普及指導センターをはじめ

関係機関の皆様には心から感謝いたします。私が親より経営を譲り受けたから今日まで、ただ早くこの地域の先輩方と肩を並べたい、同じ立場で話がしたいと思ってきました。それがルギーに自分の経営をしてきました。それがこのような受賞という形になるとは思つていませんでした。人の経営の良いところを積極的に真似て、時に質問し、吸収してここまでやってきたと思います。

ですから私は、この地域にいなかつたら今回のような受賞はきっとなかつただろうと思つています。すばらしい先輩方と仲間たちに恵まれたからこそ、今でもこうして経営を続けていけるのかなと思っています。

今後はこの地域でさらに努力し、もっと安定した経営体になりたいと思つています。この地域では若い後継者たちはたくさん酪農を営んでいます。そうした後輩に、かつて私が

農業、農村を取り巻く状況は依然として厳しい中にあり、昨年の米価の下落は大きな衝撃を与えました。TPP交渉も未だ先が見えません。国は農業委員会改革、農協改革等の農政改革を進めております。

この様な中、農地中間管理機構が昨年より動き出しており、農地の利用集積、遊休農地対策、農業振興等農業委員会に係る課題は多くあります。市の第2次総合計画も4月よりスタートします。地域農業を維持、発展させるため、農業委員会の役割はより重要となります。農業委員46名、力を合わせ頑張つて行きますので、引き続き皆様のご支援、ご協力をよろしくお願ひいたします。

関係機関の皆様には心から感謝いたします。私が親より経営を譲り受けたから今日まで、ただ早くこの地域の先輩方と肩を並べたい、同じ立場で話がしたいと思ってきました。それが



矢谷光生会長

春の息吹を感じる頃となりました。皆様におかれましては、農業

改選にあたり会長あいさつ

いまさら聞けない農業委員会

Q & A

- A** 農地法で定められる農地の定義でお答えします。
- 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は放牧の目的に供されるものをいう。
- ★「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じ肥培管理を行つて作物を栽培することをいいます。
- Q** そもそも農地って?
- 農地法で定められる農地の定義をお答えします。

- A** 転売目的で農業を営むつもりのない者が農地を買つたら……?
- 国民の生活に最も重要な食料の不足につながってしまいますね。
- そこで食料自給のための農地の確保、耕作者の地位の安定を目的として、「農地」については「農地法」で厳しく規制が行われています。

- Q** 農地を売買したり転用するのに許可がいるの?
- 私たちに食料を供給してくれる農地はとても大切です。農地に勝手に家をどんどん建てたら?
- 転売目的で農業を営むつもりのない者が農地を買つたら……?

- A** 農業委員には、農業委員全員で行う農地法などに基づく法定業務と、日頃から委員が個々に農家の相談などに応じる日常業務があります。
- ★月に一度、総会を開き、農地法などに基づく許認可業務（農地の売買などの許認可、転用などの審査）を行う
- ★地域農業の振興や農業者に関する意見に基づく建議
- 農地の貸し借りや売買、農地のトラブルや苦情に関する相談業務
- その他の農業・農地に関する相談業務
- また、農地に関する相談は、いつもお気軽に農業委員会事務局にご相談ください。
- ★「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じ肥培管理を行つて作物を栽培することをいいます。
- （法第2条第1項）

- ★「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地はもちろん、現に耕作されていなくても、耕耘機やトラクターを入れればすぐに耕作が可能となる土地（いわゆる耕作放棄地）を含みます。
- 土地登記簿上が農地以外のものでも現況が農地として利用されているれば農地法の適用を受けます。

農業委員の仕事ってなに?

- 農地を売買・貸借する場合、または宅地や駐車場などに転用する場合は、農業委員会の許可を受けることが農地法で定められています。必要な許可を受けていない場合は、処罰の対象になることがあります。
- 農地区分により、転用できない目的がありますので、契約や工事をする前に、農業委員会事務局または農業委員へご相談ください。

- 農地の貸借は「利用権設定」で促進法に基づいて行われる農地の貸借契約です。
- 農地法の許可が不要になります。
- 期間終了により農地が返つてきます。離作料は不要です。
- ※8頁へ農地の賃借料情報を掲載しています。

農地（田畠）の売買・貸借・転用には許可が必要です

農地法の申請から許可までの流れ

締切：原則毎月20日ですが月によって異なる場合があります
閉庁日の場合、翌々開庁日

申請書の提出

（転用申請）（耕作目的の貸借・売買申請）



翌月10日が原則

農業委員会総会で審議



耕作目的の
貸借・売買
許可
(3条)
利用権の設定

→
転用許可
(4条・5条)

月末

県農業会議への諮問

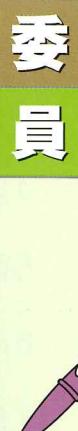


平成27年度 真庭市農業委員会総会開催日等一覧表

総会日	申請の締切日	3条申請の許可日	4・5条申請の許可日
4月10日(金)	3月20日(金)	4月10日(金)	4月30日(木)
5月12日(火)	4月20日(月)	5月12日(火)	6月 1日(月)
6月10日(水)	5月20日(水)	6月10日(水)	6月30日(火)
7月10日(金)	6月19日(金)	7月10日(金)	7月29日(水)
8月11日(火)	7月17日(金)	8月11日(火)	8月31日(月)
9月10日(木)	8月20日(木)	9月10日(木)	9月29日(火)
10月14日(水)	9月18日(金)	10月14日(水)	10月29日(木)
11月10日(火)	10月20日(火)	11月10日(火)	12月 1日(火)
12月 8日(火)	11月16日(月)	12月 8日(火)	12月21日(月)
1月13日(水)	12月21日(月)	1月13日(水)	1月29日(金)
1月27日(水)	—	—	—
2月10日(水)	1月20日(水)	2月10日(水)	3月 1日(火)
3月10日(木)	2月19日(金)	3月10日(木)	3月29日(火)

- ※ 総会の開催時刻は原則午前10時からですが、都合により午後からの開催もあります。
- ※ 1月27日(水)は、臨時総会（選挙人名簿審査）です。
- ※ 3条申請の許可日は、総会日です。ただし、総会日が変更になれば、許可日も変更になります。
- ※ 4条・5条申請の許可日は、農業会議常任会議開催後の許可となります。
- ※ 申請書の締切日は、原則毎月20日ですが、毎月の締切日を必ずご確認ください。
- ※ 締切日は厳守していただくようお願いします。





毎月の農業委員会総会

真庭市農業委員会では、毎月10日を原則に農業委員会総会を開催し、農地法に基づく、農地の売買・農地転用の許可申請の審議、農業經營基盤強化促進法に基づく、農地の賃貸借に係る利用集積計画の決定など、ほか、年間の活動計画、耕作放棄地対策、農業者年金の加入推進など、様々な事項について協議がなされています。

平成26年6月23日から26日まで、各支局・振興局で農地に関する問題の相談を実施しました。法人の新規参入についてや農地の賃貸借問題についての相談が寄せられ、手続きの仕方などを説明しました。期間中の相談件数は3件。延べ



農地パトロール中の農業委員

16名の農業委員が出席し、相談に応じました。

農地パトロールを実施

平成26年10月29日から11月4日にかけて、農業委員延べ35名により、農地パトロールを実施しました。優良農地にも係らず耕作が出来てない農地および、違反転用の有無について確認しました。

今後は所有者に対し適切な農地の利用を働きかけていきます。また違反転用にならないよう農地の転用をお考えの方は、必ず農業委員会までご相談ください。

平成26年11月から12月にかけて、市内の農地について、農地の利用状況調査を行いました。本年度は、優良な農地と、特例として贈与税等の納税が猶予されている農地について、優先的に調査しました。

調査の結果、遊休農地となつている土地が多いあります。



鹿田自然を活かす会で松下泰祐委員さんが参加してひまわり畑にした遊休農地

農地の利用状況調査を実施

平成26年11月から12月にかけて、市内の農地について、農地の利用状況調査を行いました。本年度は、優良な農地と、特例として贈与税等の納税が猶予されている農地について、優先的に調査しました。

手続きは印鑑を持って各支局・振興局・または本庁の農業委員会の窓口にお越しください。

農地を相続したときは 真庭市農業委員会に届出をお願いします。

授業を通じて 農業に触れる

真庭市立河内小学校では稲のまきから収穫までを農業委員・妹尾宗夫氏の指導のもと総合学習授業の一環として約20年に渡り続けて

います。
今年も全校生徒62名が一年を通じて農業に親みました



夏の田植え風景（上段）、秋の稻刈り（中段）、総合学習の発表会（下段左）、発表会後の餅つき（下段右）



意見交換会で発表をする参加者

平成26年2月21日に真庭市蒜山振興局で「女性農業者意見交換会」が開催されました。JA女性部や地元農業者の方や農業士、普及指導センター職員等を交えて真庭市の農業について、アグリ事業の推移、農業の支援体制についてなどを話し合い、販売者としての意見や、直売所での課題や六次産業化に対する意見交換をしました。

活動

女性農業委員会

農地中間管理機構を利用するには？

～貸し手編～

平成26年度から農地中間管理事業がスタートしました。

農地を貸したい人と借りたい人が農地中間管理機構に登録すると、機構が両者の仲介をするという事業です。

土地を貸したいけれど仕組みがよくわからないという方、下記のフローチャートでまずは自分が貸し手に該当するか確認してみましょう。

使わない農地を所有していて、長期間預けてもよい

YES

NO

→ ①へ

預けてもよい農地が農業振興地域内である

YES

NO

→ ①へ

土地の相続登記は完了している

YES

NO

→ ②へ

借りる相手は誰でもよい

YES

NO

→ ①へ

農地中間管理機構に貸し付けることによって耕作放棄地が解消する等、条件がそろえば経営転換協力金が受け取れる場合があります。

① 農地の貸借は「利用権設定」で。

利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われる農地の貸借契約で、農地法の許可が不要になります。

借り手と貸し手で自由に期間を設定することができます。期間終了後には農地が返ってきます。離作料は不要です。途中で両者の合意により解約することもできます。

② 申請者＝土地所有者であることが原則です。

※中間管理機構に一度貸し出した土地はやむをえない事情を除き、期間の途中で解約をすると交付金の返還を求められます。

※貸し出している期間中も土地に係る固定資産税、災害のリスク等は土地所有者の負担となります。

※「自分の場合はどうなるのだろう」と詳しく知りたい方はお問い合わせください。

農業者年金について

(1) 農業者年金の加入資格

農業者年金には

- 年間60日以上農業に従事している
- 国民年金の第1号被保険者（国民年金加入者、ただし、保険料納付免除者を除く）
- 60歳未満

上記のすべてに該当していれば、だれでも加入することができます。

したがって農業経営者以外でも、自分名義の土地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの方も加入することができます。

(2) 加入と脱退

現在の農業者年金は任意加入制度で、年金を必要とする方が加入する仕組みです。旧農業者年金制度のように強制加入制はとられていません。

加入も任意ですが、脱退も自由です。ただし、脱退された場合は、脱退による一時金としてではなく、それまでに加入者が支払った保険料と運用益が、加入期間にかかわらず（たとえ1か月の加入でも）将来、年金として支給されます。

(3) 農業者年金加入と国民年金の付加年金への加入

農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金の加入義務があります。この国民年金の付加年金は、付加保険料の月額400円を国民年金保険料に上乗せして納付すると、付加年金として、毎年200円×納付月数の付加年金が受給できる国民年金の上乗せ年金制度です。

◎例えば、付加保険料を10年間、120か月納付した場合は、

●支払う付加保険料（総額）

月額400円×120か月=48,000円（10年間の納付額）

●受け取る付加年金（年額）

200円×120か月=24,000円（1年間の受給額）

となり、つまり2年間付加年金を受給すると自分で納付した保険料の元が取れるのです。

より詳しい
情報は
webで！

【「もしも入ったら？」加入を検討中の方には年金額の試算やよくわかる動画があります】

農業者年金基金 <http://www.nounen.go.jp/>

～農地の平均的な賃借料をお知らせします～

農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃貸借された賃借料を集計し、情報提供しますので、参考としてご活用ください。

なお、平成21年12月施行の「農地法の改正」により標準小作料は廃止されました。

- 平成26年1月から12月までの取引の集計値です。
- 金銭のやり取りがない取引（使用貸借）と物納は件数を上げています。
- 参考ですので実際の契約を拘束するものではありません。
- 農地の貸し借りは農地法の許可を得て行いましょう。

農地の賃借料情報

平成26年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

平成27年1月14日

真庭市農業委員会

【田（水稻）の部】

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	その他（筆数）	
					無償	物納
（旧北房町、旧落合町、旧久世町）全域	5,887円	8,000円	3,000円	53	220	80
（旧勝山町、旧美甘村、旧湯原町）全域	7,609円	10,000円	5,000円	52	36	44
（旧中和村、旧八束村、旧川上村）全域	6,459円	10,000円	3,000円	98	16	24
合 計				203	272	148

* 金額は、10a当たりの賃借料を基に算出しています。

【田（飼料作物）の部】

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	その他（筆数）	
					無償	物納
（旧中和村、旧八束村、旧川上村）全域	13,045円	15,000円	4,000円	89	36	13

* 金額は、10a当たりの賃借料を基に算出しています。



「豊かな大地」バックナンバーが
webでも見れます！

<http://www.city.maniwa.lg.jp/>

真庭市HP→サイト内の検索→豊かな大地

男女共同参画が日本の各所で聞かれる昨今、輝く女性がどんどん活躍され、真庭がより豊かになる今年でありますよう願っています。また新たな制度も始まりました。制度を利用して皆様、土地活用を進めていきましょう。（樋口）

編集
集
後
記

発行：毎週金曜日
購読料：27年4月より7百円

申込先：農業委員または農業委員会事務局へ

農地を守り、担い手を応援する農業専門の情報紙です。経営と暮らしに役立つ情報を分かりやすくお伝えします。
※見本誌もございますのでお気軽にご連絡ください。

全国農業新聞の
購読案内